

内閣府令第 号
経済産業省

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の施行に伴い、商品投資販売業者の業務に関する命令を廃止する命令を次のように定める。

平成十九年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

経済産業大臣 甘利 明

商品投資販売業者の業務に関する命令を廃止する命令

商品投資販売業者の業務に関する命令（平成四年大蔵省令第一号）は、
通商産業省 廃止する。

附 則

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

